

広島県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

東広島市黒瀬町菅田字大谷一〇一四三から一〇一四六まで、一〇一五〇、一〇一五一、一〇一五二の一、一〇一五二の二、一〇一五三から一〇一五六まで、一〇一六〇、一〇一六二から一〇一六五まで、一〇一六七、一〇一六八、字中山一〇二〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷一〇一四三から一〇一四六まで・一〇一五〇・一〇一五一・一〇一五二の一
・一〇一五二の二・一〇一五三から一〇一五六まで・一〇一六〇・一〇一六二から一〇一六五まで・一〇一六七・一〇一六八・字中山一〇二〇三（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）